

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏健地第885号の2
平成26年1月7日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	こども部 こども発達センター	保健所 地域健康づくり課
個人情報取扱事務の名称	柏市こども発達センター利用児の管理業務	幼児健診未受診者フォロー業務
個人情報取扱事務の概要	発育や発達に不安や心配のある就学前の児童に関する相談を行い、その結果得られた児童や家族の情報を管理するもの	1歳6か月児及び3歳児の健康診査（以下「幼児健診」という。）の対象者のうち、保育園等に通っていない未受診者の養育環境等を把握し、当該未受診者へのフォロー業務を行なうことにより、児童虐待を未然に防ぐもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	柏市こども発達センターで支援を受けている幼児に係る以下の情報 氏名、生年月日及び支援状況（キッズルームひまわり在園、いちごルーム利用、個別心理利用、PT・OT・ST利用、面接待機、経過観察）	
目的外利用を行った理由	幼児健診未受診者の中で、所属の全く無いものを特定し未受診者フォローを実施するために、こども発達センターの支援状況を明らかにするため	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健所 地域健康づくり課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏健地第 885 号
平成 26 年 1 月 7 日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

柏市長 秋山 浩保

柏市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第 4 項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	こども部 保育課	保健所 地域健康づくり課
個人情報取扱事務の名称	保育園等入園児管理事務	幼児健診未受診者フォロー業務
個人情報取扱事務の概要	認可保育園，駅前認証保育施設，認定保育ルーム等に在園している児童の管理	1 歳 6 か月児及び 3 歳児の健康診査（以下「幼児健診」という。）の対象者のうち，保育園等に通っていない未受診者の養育環境等を把握し，当該未受診者へのフォロー業務を行なうことにより，児童虐待を未然に防ぐもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	公立・私立保育園・駅前認証保育施設・認定保育ルーム等の在園者に係る以下の情報 氏名，生年月日及び在園施設名称	
目的外利用を行った理由	幼児健診未受診者の中で，所属の全く無いものを特定し，未受診者フォローを実施するために，公立・私立保育園・駅前認証保育施設・認定保育ルーム等の在園者を明らかにするため	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健所 地域健康づくり課	
備 考		

様式第 5 号（個人情報保護条例第 11 条第 4 項関係）

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏企企第 236 号
平成 26 年 3 月 4 日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第 4 項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健所 地域健康づくり課	企画部 企画調整課
個人情報取扱事務の名称	妊娠届出の受理と母子健康手帳交付	総務省 ICT 街づくり推進事業支援（電子母子健康手帳サービスに係るもの）
個人情報取扱事務の概要	母子保健法第 15 条、第 16 条に基づき、柏市妊娠届出した者に対して、受理及び母子健康手帳（妊婦・乳児健診受診票含む）の交付等をするもの	ICT を利活用した公民学連携型の総合健康支援サービス実現にむけた各種検証の一環として電子母子健康手帳サービスの提供を行うもの 柏市内在住の妊婦及び 0 歳児から 3 歳児までの母の 1000 名を対象に、事業への参加案内を行い、同意をいただいた方に共同事業者（民間業者）が作成したスマートフォンのアプリを使って、電子母子健康手帳サービスを行う。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	柏市内在住の妊婦並びに 0 歳児から 3 歳児までの母及びその子どもに係る以下の情報（300 名分） 氏名、住所、家族状況、生年月日（子どもに限る。）	
目的外利用を行った理由	総務省 ICT 街づくり推進事業支援（電子母子健康手帳サービスに係るもの）事業を実施するに当たり、対象者（柏市内在住の妊婦並びに 0 歳児から 3 歳児までの母及びその子ども）に、事業への募集案内を送付する必要がある。しかし、対象者の情報を企画調整課では保有しておらず、母子健康手帳の管理を行っている地域健康づくり課から目的外利用を行う必要があったため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	企画部 企画調整課	
備考		